

厚生年金保険
健康保険

被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る
例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- ・この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入してください。
- ・なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号(厚年)		事業所名称	
事業所記号(健保)			

被保険者整理番号(厚年)		被保険者の氏名	生年月日	種別
被保険者番号(健保)			昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
年 7 月 日	円	円	円
年 8 月 日	円	円	円
年 9 月 日	円	円	円
年 10 月 日	円	円	円
年 11 月 日	円	円	円
年 12 月 日	円	円	円
年 1 月 日	円	円	円
年 2 月 日	円	円	円
年 3 月 日	円	円	円
年 4 月 日	円	円	円
年 5 月 日	円	円	円
年 6 月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満(短時間労働者は11日未満)の月の報酬額は除く。
- ② 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないので、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ③ 低額の退職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時休日に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

【備考欄】